

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 21 年度
条 例 名	神奈川県営のリロケーション住宅条例		
条 例 番 号	平成 7 年神奈川県条例第 10 号	法 規 集	第 12 編第 9 章
所 管 部 局 室 課	県土整備部住宅課		
条 例 の 概 要	県営のリロケーション住宅の設置、管理等に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	公共賃貸住宅の建替えのため移転を余儀なくされる者の仮住宅は、建替対象の団地内の空き家を仮住宅とすることが多くなっており、リロケーション住宅の必要性も薄らいでいる。 また、リロケーション住宅の機能を県営住宅全体の中で確保できるよう神奈川県営住宅条例を整備することで、本条例の機能を補完拡充できる。 したがって、今後、本条例を維持する必要性は認められない。	リロケーション住宅 (平成 21 年 3 月 31 日現在) 団地数 2 団地 棟 数 2 棟 戸 数 52 戸
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	リロケーション住宅の現入居者で、本来の目的である公共賃貸住宅の建替えによる仮住宅入居者は限られ、神奈川県営住宅条例の規定に基づく公募の入居者が大半となっており、本条例を維持する有効性は認められない。	仮住宅としての使用は、52 戸中の 1 戸のみ ※ 平成 21 年度末までに、建替後住宅に再入居するため、仮住戸使用者は無くなる見込み
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	現在管理しているリロケーション住宅で仮住宅として利用している住戸は 1 戸だけであり、仮住宅として使用が継続される可能性も無いことから、効率性は認められない。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、公共賃貸住宅の建替事業により住宅に困窮することとなる者への住宅供給を行っており、県の住生活基本計画の基本目標である「豊かで安全・安心な暮らしを実現する住宅・住環境づくり」等の県の諸施策にも合致している。 また、指定管理者制度を導入しており、「行政システム改革基本方針」及び「神奈川県民間活力活用指針」の考え方に合致している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	憲法、法令の規定に抵触する内容ではない。	
	その他		
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	リロケーション住宅に関する規定を神奈川県営住宅条例に一元化するための廃止を検討する。	
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	(有) 無